

厚生労働大臣の定める院内掲示事項

入院医療の必要性は低いが、患者様の事情により180日を超えて入院する場合については、180日を超えた以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として1日：2,480円（税込）を負担していただきます。

2024年12月現在